

第2編 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

第1節 児童虐待防止対策の充実

〈現状と課題〉

- 児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成2年度（23件）に統計を取り始めて以降増加してきましたが、令和2年度には2,825件をピークに高止まり傾向にあり、令和5年度には2,774件となっています。増加の背景には、次のような社会の変化があると考えられます。

① 児童虐待に関する認識の高まり

児童虐待に関する認識が高まり、関係機関や県民が虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、速やかに児童相談所へ通告するという意識が高くなっている。

② 家庭・地域の養育力の低下

核家族化の進展や家庭における養育力の低下等により、子育てが孤立化・困難化し、その負担感などが虐待という形で発生しやすくなっている。

【参考】

児童虐待相談対応件数

- ・ 県内児童相談所

H30年度：2,370件 ⇒ R5年度：2,774件

- 児童虐待の種類では、心理的虐待の割合が半数以上を占めています。理由としては、子どもがいる家庭での配偶者間や子どものきょうだいに対する暴力事案（面前DV）について、警察からの通告が多いこと等が考えられます。

【参考】

児童虐待相談対応件数における心理的虐待の件数及び構成比

H30年度 1,456件（61.4%） ⇒ R5年度 1,733件（62.5%）

- 児童虐待への対応は、面接指導が9割以上を占めており、相談対応ケースの多くが比較的軽微な虐待となっています。このため、市町村要保護児童対策地域協議会を中心に地域の関係機関の連携をさらに強化し、特定妊婦から要支援児童に至るまでのケースに対して切れ目なく支援できる体制づくりを充実させることが必要です。

【参考】

児童虐待相談への対応

R5年度：施設入所 1.8% 里親等委託 0.4% 面接指導 94.5% その他 3.3%

〈施策の方向性〉

ア 児童虐待の発生予防・早期発見

発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階で切れ目のない支援を総合的に行います。

〈発生予防〉

- 福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを支援する体制を充実します。
- 市町村は、住民に最も身近な基礎自治体として、母子保健と児童福祉の機能をあわせ持つ「こども家庭センター」の設置及び支援を要する子ども等へのサポートプランの作成等により、居住する全ての子ども、家庭に対する支援を行います。
- 県や児童相談所においては、妊娠・子育てに関する電話等による相談の実施、市町村の子どもや家庭に対する相談支援について技術的支援等を行います。
- 市町村等の関係機関が連携し、体罰によらない子育てについて、子育て世帯をはじめとする社会全体へ普及・啓発を図ります。

〈早期発見・早期対応〉

- 児童相談所の人員体制の充実及び専門性の向上を図り、体制を強化します。
- 児童相談所と市町村その他関係機関との適切な役割分担により、連携・協力して要支援家庭等に対する支援を行います。
- 児童相談所と警察との情報共有について、平成 30 年 9 月 20 日付けで締結した協定に基づき必要な情報を共有し、迅速な対応を図ります。
- 市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化や効果的運営を支援します。
- 児童虐待・DV24 時間ホットラインによる虐待通告の受付を、24 時間 365 日切れ目なく行います。

イ 児童虐待発生時の迅速・適切な対応

- 通告受理後原則として 48 時間以内に児童の安全確認を実施します（市町村の関係機関による安全確認も含む。）。
- 児童の安全の確保のため、職権による立入調査や一時保護を行います。親子分離が必要で保護者の同意が得られない場合は児童福祉法第 28 条に基づく家庭裁判所への請求など、必要な法的対応を行います。
- 社会的養護が必要な子どもについては、里親等委託を推進するとともに、親子関係の再構築を支援します。

《今後の取組》

- 市町村を中心とする地域の関係機関の連携した支援体制による切れ目ない子ども家庭支援体制の構築を図ります。
- 家庭養育優先原則に基づき、里親及び特別養子縁組の制度等の周知を図るとともに、里親支援センター等による里親家庭に対するサポート体制を充実し、親子関係再構築支援を行うなど、家庭養育を積極的に推進します。
- 児童相談所における児童福祉司等の専門職員の計画的な増員の検討や専門的な研修の実施等により、児童相談所の支援体制の充実を図ります。

※なお、関連施策については、長野県社会的養育推進計画（後期計画）（令和7年度～令和11年度）の中で記載。